

放射線業務を行う事業主の皆さんへ

令和3年4月1日から

# 「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます（増補版）

厚生労働省は、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。改正内容は以下のとおりです。

※下線部は改正内容

## 1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の 引き下げ（電離則第5条）

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、**5年間につき100mSv**および**1年間につき50mSv**を超えないようにしなければなりません。

- ・「5年間」の途中で新たに放射線業務従事者となった労働者については、その労働者が前の事業場から交付された線量の記録（ない場合は、前の事業場から再交付を受けさせてください）により、「5年間」の始期以降の被ばく線量を確認してください。
- ・健康診断を行う年の前年1年間に、眼の水晶体に受けた等価線量が20mSvを超え、かつ当年1年間に眼の水晶体に受ける等価線量が20mSvを超えるおそれのある方については、電離放射線健康診断の白内障に関する眼の検査を省略することは（電離則第56条第3項）、適当ではありません。また、このような方の白内障に関する眼の検査は、眼科医により行われることが望ましいです。

## 2 線量の測定および算定方法の一部変更（電離則第8条・告示第3条）

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、

**1cm線量当量、3mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるもの**について行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、**1cm線量当量、3mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なもの**によって行うことが必要です。

眼の水晶体に受ける等価線量は、3mm線量当量の測定による算定を原則とします。ただし、1cm線量当量及び70μm線量当量を測定、確認することで3mm線量当量が眼の水晶体の等価線量限度を超えないように管理できる場合は、これらのうち適切な線量当量による算定でも差し支えありません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（令和3年3月）

## 3

### 線量の測定結果の算定・記録・保存期間 の追加（電離則第9条）

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、

**3ヶ月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を  
算定・記録・保存することが必要です。**

防護眼鏡などの使用時には、電離則第8条第3項に掲げる法定の部位（胸部または腹部など）に加え、防護眼鏡の内側などで測定した結果に基づき算定した眼の水晶体の等価線量を記録・保存の対象として差し支えありません。



眼の水晶体に受ける等価線量の低減には、**防護眼鏡**の使用も有効です。

## 4

### 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更 (電離則様式第2号)

受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、「**20mSv以下の者**」、「**20mSvを超える50mSv以下の者**」および「**50mSvを超える者**」に変わります。また、全区分の欄に「**検出限界未満の者**」の項目が追加されます。

令和3年4月1日以降に所轄労働基準監督署長に提出する「電離放射線健康診断結果報告書」は、新様式を用いてください。この場合、報告書を提出すべき健康診断を行った年の前年1年間に受診した労働者が受けた実効線量および等価線量について、新様式の区分にしたがって、人数を集計して記入してください。

## 5 前記1に関する経過措置（改正省令附則第2条）

**一定の医師**\*については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- ・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 **1年につき50mSv**
- ・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 **3年につき60mSvおよび1年につき50mSv**

\*放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの（以下、「経過措置対象医師」）。

- ・経過措置対象医師は、令和5年3月31日までの間に、衛生委員会の調査審議などを経た上で、事業者が指定してください。
- ・事業者は、経過措置対象医師に指定する医師に対し、指定する旨を通知するとともに、氏名、医籍登録番号、診療科名、経過措置の対象とする根拠となった具体的な事由を記録して令和8年3月31日まで保存してください。
- ・改正電離則の施行（令和3年4月1日）時に、現に使用している医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、改正電離則の施行後遅滞なく指定してください。また、施行日から令和5年3月31日までに雇入れまたは配置換えした医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、雇入れまたは配置換え後に遅滞なく指定してください。

このリーフレットに関するご質問などについては、  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。